

「週休 2 日等工事試行要領 第 I 編～第 II 編（土木工事、港湾漁港工事編）」の運用

1 用語の定義等（試行要領 2 関係）

(1) 対象期間

(ア) I 編の場合

着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

- ・ 年末年始休暇 7 日間、夏季休暇 4 日間
- ・ 工場製作のみを実施している期間
- ・ 工事全体を一時中止している期間
- ・ 暦上の土曜日・日曜日が無い週
- ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

(イ) II 編の場合

着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

- ・ 工事全体を一時中止している期間
- ・ 暦上の土曜日・日曜日が無い週
- ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

※着工日：着工届を受理した日

竣工日：工事完成届を受理した日

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(2) 週休 2 日の達成判断 （I 編）

(ア)土木工事の場合

現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率＝現場閉所日数

÷（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇 7 日間

－夏季休暇 4 日間－工場製作のみを実施している期間

－工事全体を一時中止している期間

－発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間）

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(イ)港湾漁港工事の場合

休日の評価は下記の

工事着手日以降、最初の土曜日から 1 期間目を起算することとし、工事完了日直前の 1 期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は対象期間に含まない

(3) 休日率 （II 編）

休日率の計算は、次の計算に基づくこと。

休日率（％）＝ 技術者・技能労働者の平均休日日数 ÷ 全体工期

※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする。

(ア)対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出する。
※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定

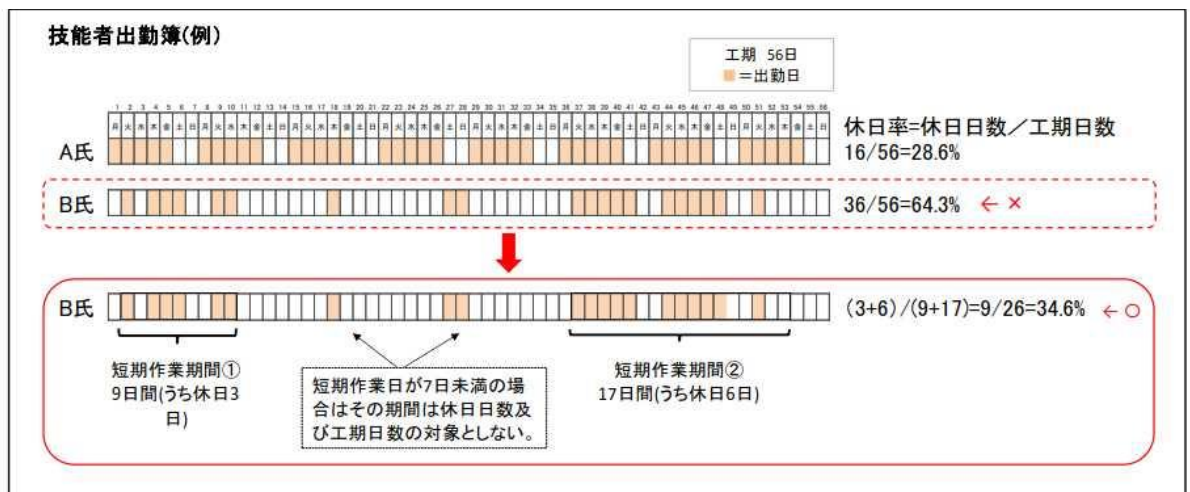
(イ)全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	
4週8休以上					

工事着手前に確認

工事完成時に確認

(ウ)非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。



(工)工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。

①交替要員の確保が可能な場合



②除雪工や災害等の交替要員の確保が困難な期間がある場合

1)除雪工や災害その他避けることのできない事由がある※によりやむを得ない場合には、交替制による休日確保が困難である期間として確認対象期間から控除することが可能。た

だし、基本的には建設業の働き方改革を推進する観点から、極力これを避けるものとする。

※労働基準法第 33 条に該当すると認められる場合

非対象期間を設定する場合、現場管理費率の補正係数には、全体工期のうち、確認対象期間の割合を乗じる。

例) 全体工期日数 300 日のうち、240 日を確認対象期間とし、その中で 4 週 8 休以上を達成した場合

⇒現場管理費率の補正係数は $1.00 + 0.03 \times 240 / 300 = 1.02$ で設定

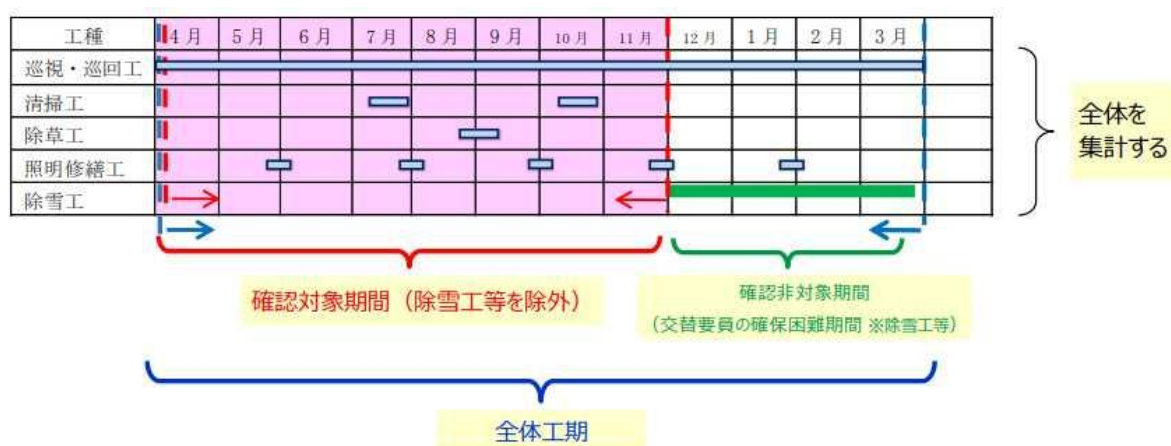
※補正係数は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

※土木工事標準単価は確認対象期間の割合を乗じた場合、それに応じた土木工事標準単価の算出が不可能なため、補正なし単価が計上されます。

2) 施工計画書へ非対象期間を記載する。また、確認対象期間は実績でなく予め施工計画書で決めた期間とする。

3) 補正対象の現場管理費は、全体工期における現場管理費とする。

4) 休日率の達成状況を確認後、現場管理費を補正し、契約約款第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。



2 対象工事について (試行要領 3 関係)

明確な工程上の制約がある工事や発注者が試行工事に適さないと判断した工事 (補助事業で費用の補正を認められていない工事など) は適用外とすることができる。

なお、試行工事の実施の可否については、事業主務課と予算について別途確認するものとする。

3 工事費の補正について (試行要領 4 関係)

(1) 各経費の補正

週休 2 日の実施による工事費については、各経費に表 1 ~ 2 の補正係数を乗じるものとする。

表1 要領Ⅰ編 港湾漁港工事の場合の補正係数

	週休2日 (月単位)	完全週休2日
共通仮設費率	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.03

表2 要領Ⅱ編 港湾漁港工事の場合の補正係数

休日率	週休2日(月単位) (28.5%以上)
現場管理費率	1.03

4 事務手続きについて（試行要領8関係）

(1) 積算関係

- (ア) 当初設定工期は標準工期とする。(福島県の標準工期は、4週8休に対応している。)
- (イ) 掲示板の設置費用については、土木事業単価表の「工事標示板(T9941)」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。
- (ウ) 当初積算時に、「月単位の週休2日」を確保する場合の補正を計上する。【港湾漁港工事】

(2) 設計変更

受注者から提出される、工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等）により、施工中の現場閉所率の状況や実績を確認する。

(3) 入札事務手続き関係

- (ア) 「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「週休2日確保モデル工事」と明示する。
- (イ) 「入札公告」(随意契約の場合、見積書提出通知)に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

(○) 入札公告に定めのない事項については、特記仕様書によるものとする。

5 掲示板の設置について（試行要領6、8関係）

掲示板のレイアウトは下記の例による。

週休2日確保工事 (記載例) この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則土曜日及び日曜日(週2日間)を現場の休日とした工事です。 発注者：〇〇建設事務所 受注者：〇〇建設株式会社	※縦横1m程度とする 現場の状況に応じて大きさは変更可 ※受注者は工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする ※下線部は現場状況に応じて適宜変更する
---	--

書類の作成負担等にも考慮し、現場閉所実績が記載された出勤簿や工事日誌、工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練、および、CCUS の週休 2 日達成状況の資料等の記録資料等を受注者に対して提出を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

- (1) 発注者は、受注者が施工計画書に定めたとおり、休日を確保できた場合、様式4号の第1評定の5. 創意工夫「その他」の項目で加点評価を行う。
- (2) 発注者指定型において、受注者の責により4週8休以上の休日を確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「Ⅱ工程管理」において「d判定」とし、第2評定の「2. 施工状況」「Ⅱ工程管理」において「3の項目を評価しない(×とする)」とする。(減点評価)
なお、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れや、大規模災害の発生等、週休2日未達成の原因が受注者の責によらない場合は減点を行わない。
- (3) 令和9年3月までに起工する工事の減点措置は行わない。

＜第1 評定＞

5

＜第2 評定＞

別紙-2②	※VALUE!	評価対象項目(○)「×」該当なしから選択				(第2評定者)
審査項目	細別	判定項目				
2.施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d,	○	1. 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	該当項目が90%程度以上 a(工程管理が優れている) 該当項目が80%～90%程度 b(工程管理がやや優れている) 該当項目が60%～80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%～60%程度 d(工程管理がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 a(工程管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合には c 評価以下とする。	
			×	3. 作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。		
		判定	○	4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。		
		b	○	5. 地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地域住民への配慮がなされた。		
		88%	○	6. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。		
			○	7. 施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。		
			○	8. 地元調整を積極的に行い、工期内完成に寄与した。		
			該当なし	9. その他[理由]		
			該当なし	10. その他[理由]		
			該当なし	11. その他[理由]		
		発注者指定型で週休2日(4週6休以上)の確保ができなかった場合、 第2評定 2施工状況 II 工程管理において、 3. の項目を「×」とする。(受注者の責による場合)				
	判定	○	4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。	該当項目が90%程度以上 a(安全対策が優れている) 該当項目が80%～90%程度 b(安全対策がやや優れている) 該当項目が60%～80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%～60%程度		
a	○	5. 各種安全パトロールで指摘を受けた事項に				
100%	○	6. 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、				
	○	7. 災害防止(工事安全)協議会等を設置して1日				
	○	8. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取				
	○	9. 長期にわたる休み期間中の安全管理体制が				
	該当なし	10. その他[理由]				
	該当なし	11. その他[理由]				
	該当なし	12. その他[理由]				
発注者指定型で週休2日の確保ができなかった場合、第1評定 2施 工状況 II 工程管理において、 「d」評価とする。(受注者の責による場合)					該当項目が90%程度以上 a(安全対策が優れている) 該当項目が80%～90%程度 b(安全対策がやや優れている) 該当項目が60%～80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%～60%程度	
					9 / 9 = 100%	

8 附則

この運用は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和6年5月25日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和7年10月1日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和8年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和8年10月1日以降に起工する工事から適用する。なお、7 工事成績評定の規定は、令和8年9月30日以前に起工した工事についても適用し、令和9年4月1日以降に竣工検査を実施する工事については、工事成績評定の加点及び実施証明書の発行を行わない。

「週休 2 日等工事試行要領 第Ⅳ編～第Ⅵ編（建築関係工事編）」の運用

1 用語の定義等（試行要領 2 関係）

(1) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

ア 年末年始休暇 7 日間、夏季休暇 4 日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

エ 別途発注工事（備品設置工事等）により作業を一時中止している期間

オ 実質の工事完了後から契約工期までの期間（ただし、修補、手直し工事期間は除く）

カ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

キ 暦上の土曜日・日曜日が無い週

（協議により土曜日・日曜日を変更した場合はその日が無い週）

ク 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(2) 現場閉所（現場休息）率（Ⅳ編、Ⅵ編）

現場閉所（現場休息）率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所（現場休息）率

= 現場閉所（現場休息）日数

÷（工事着手日から工事完成日までの日数 - (1)ア～クの期間）

(3) 休日率（Ⅴ編）

(ア)対象者ごとに、休日日数の割合（= 当該工事における休日日数 / 対象期間※）を算出する。※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定

(イ)全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。（図 1 参照）

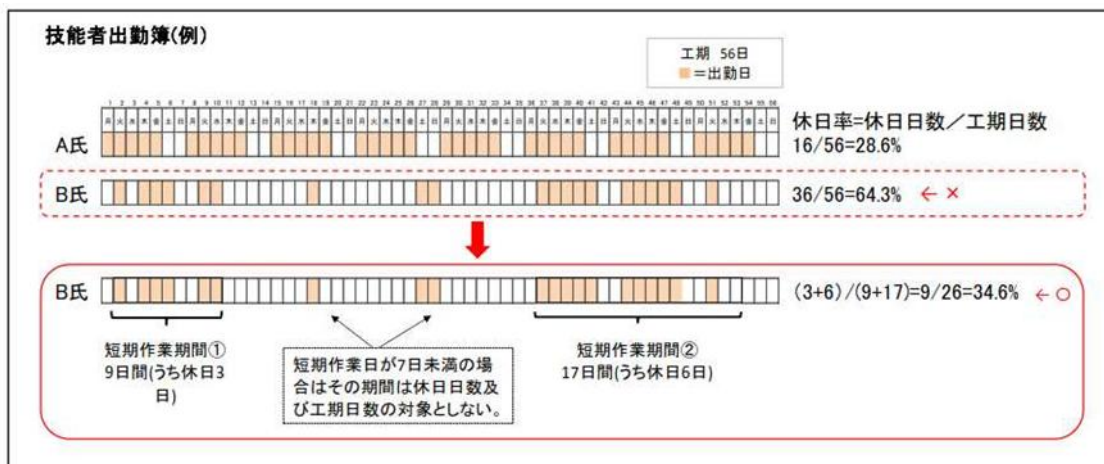
業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	

工事着手前に確認

工事完成時に確認

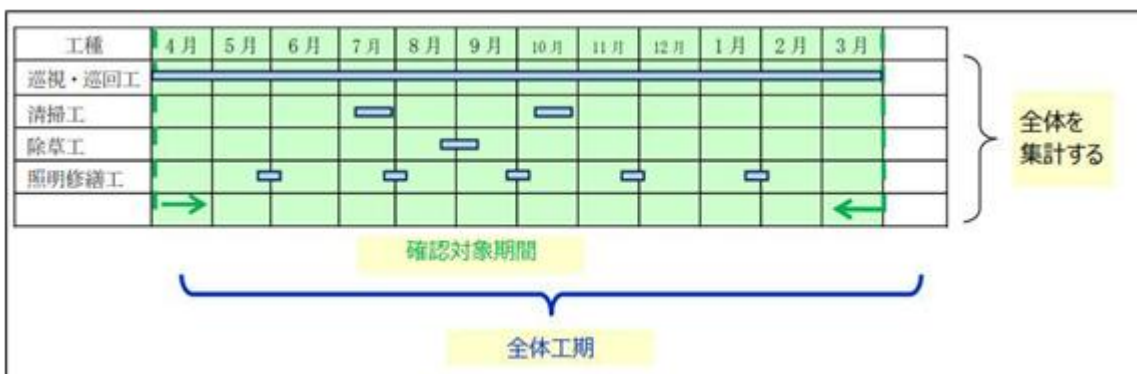
【図 1：休日日数の割合の平均（休日率の算出例）】

(ウ)非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が 7 日以上ある場合とし、作業日が 7 日未満の場合は週休 2 日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。（図 2 参照）



【図2:短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出例】

(工)工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。(図3参照)



【図3:全工種、全ての技術者、技能労働者の休日率の平均】

2 補正対象(試行要領4関係)
補正は行わない。

3 対象工事である旨等の明示(試行要領6関係)

- (1) 対象工事である旨等の明示を、入札公告(随意契約の場合は見積書提出通知)および特記仕様書等に記載するものとする。
- (2) (1)の記載は、以下の記載例を参考にするものとする。

<入札公告への記載例>

○その他

本工事は、以下の工事である。(該当工事に○を付ける。)

- ・ 「週休2日促進工事」(月単位)
- ・ 「週休2日交替制促進工事」(月単位)
- ・ 「完全週休2日促進工事」

本工事は、「週休2日等工事試行要領

(技術管理課HP : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>参照)」
を適用する工事である。
本工事の発注方式は発注者指定型である。

<特記仕様書の記載例>

「福島県建築関係工事特記仕様書」 1 一般共通事項 30 週休2日促進工事 の特記事項欄に
「※本工事の発注方式は発注者指定型である。」の下に
「・ 週休2日促進工事(月単位) ・ 週休2日交替制促進工事(月単位)
・ 完全週休2日促進工事」と明記。

(3) 「数量内訳表(金抜設計書の表紙)」右上に「**週休2日促進工事(発注者指定型)**」
と朱書きするなどして、発注方式を明確にすること。

4 現場閉所(現場休息)の確認方法等(Ⅳ編、Ⅵ編試行要領7関係)

(1) 工事着手前

- ア 監督員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

- ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- イ 監督員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。
- ウ 受注者は、監督員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所(現場休息)の日を記載し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

- ア 現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- イ 監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する(ウィークリースタンスの推進)。
- ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。
- エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- オ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うこと

ができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

5 休日率の確認方法等（Ⅴ編試行要領 7 関係）

(1) 工事着手前

ア 監督員は、休日率の算出に必要な「技術者及び技能労働者の各々の休日取得状況（以下、休日取得状況）」の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休 2 日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう休日取得の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度休日取得状況の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、休日取得状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督員は、受注者が作成する休日取得状況の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の休日取得状況の日数を確認する。

ウ 受注者は、監督員による休日取得状況の確認のため「実施工程表」等に休日取得状況の日を記載し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

ア 休日取得状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

ウ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

エ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が休日取得の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(4) 現場代理人の休日取得

ア 現場閉所を行わない日において、現場代理人が休日を取得する際には、監理技術者又は主任技術者が現場に常駐することを原則とする。なお、現場代理人の代理として、監理技術者又は主任技術者以外の者が従事する場合については、受注者は、経歴書及び直接的雇用関係を確認するための書類を添付した上で、事前に現場代理人の代理として、監督員に通知すること。

6 工事成績評定表（試行要領 8 関係）

福島県請負工事成績評定要綱に基づくこと。なお、令和 9 年 4 月以降に竣工検査を実施する工事は、評価しない。

7 実施証明書（試行要領 9 関係）

- (1) 実施証明書の発行は、4 週 8 休以上を達成した工事が対象であり、それ以外は対象とならない。
- (2) 受託工事における実施証明書の発行は、発注者が行うものとする。なお、令和 9 年 4 月以降に竣工検査を実施する工事は発行しない。

附 則

この運用は、令和 6 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用する

附 則

この運用は、令和 7 年 1 月 2 0 日以降に起工する工事から適用する

附 則

この運用は、令和 7 年 1 0 月 1 5 日以降に起工する工事から適用する

附 則

この運用は、令和 8 年 1 0 月 1 日以降に起工する工事から適用する。なお、6 工事成績評定及び 7 実施証明書の規定は、令和 8 年 9 月 30 日以前に起工した工事についても適用し、令和 9 年 4 月 1 日以降に竣工検査を実施する工事については、工事成績評定の加点及び実施証明書の発行を行わない。